

環境ロゴマーク使用規程

2023年04月01日 制定

2024年12月12日 改定

2025年12月09日 改定

第1条（趣旨）

本規程は、日本サステナブル印刷協会（以下「当協会」）が制定した環境ロゴマーク（以下「ロゴマーク」）の使用に関し、必要事項を定めたものである。

第2条（使用ロゴマーク）

当協会が定めるロゴマークは、カーボンゼロエネルギーマークとカーボンニュートラルプリントマークである。

（1）カーボンゼロエネルギーマーク

Scope1 と Scope2 の温室効果ガス（GHG）排出量が実質ゼロで稼働する工場で生産された製品に付けることができるロゴマークであり、環境配慮が施された製品であることをアピールすることができる。

ロゴの上部にカーボンゼロエネルギー工場での作業範囲を明示する。

- Printed With=印刷のみ or 印刷物全体
- Processed with=加工のみ
- produced with=印刷物全体

【附則】

カーボンゼロエネルギーマークはカーボンゼロプリントマークの名称を改定したものであり、使用できる要件は同様である。

2026年1月1日よりこのマークの利用を開始し、2026年12月末まではカーボンゼロプリントマークとの並行利用を認める。2027年以降はカーボンゼロプリントマークの使用は中止し、カーボンゼロエネルギーマークのみとする。

（2）カーボンニュートラルプリントマーク

ライフサイクルアセスメント（LCA）の手法に基づき、製品ごとの GHG 排出量を算定し、森林系のクレジットにより全量をオフセットした製品に付けることができるロゴマークであり、カーボンニュートラルに向けての貢献をアピールすることができる。

第3条（使用条件）

1. 当協会の会員であること。当協会の会員以外は、ロゴマークを取扱うことができない。

2. ロゴマークを製品に表示するためには、以下の条件を満たすことが必要である。

（1）カーボンゼロエネルギーマークの表示条件

当協会が運営する「カーボンゼロエネルギー工場認定制度※」で認定された工場（以下「カーボンゼロエネルギー認定工場」）で生産された製品であること。

※Scope1 と Scope2 を適切な方法で実質ゼロ化した工場をカーボンゼロエネルギー工場として当協会が認定する制度。

（2）カーボンニュートラルプリントマークの表示条件

当協会が会員に支給した GHG 排出量算定ツールにて計算した結果を基に、GHG 排出量を実質ゼロにした製品であること。

（3）ロゴマークとともに GHG 排出量や削減量を表示する場合

① 表示する数値は、当協会より提供された GHG 排出量算定ツールにより算定した GHG 排出量や削減量であること。それ以外の方法で算出した数値を使用することはできない。

- ② 表示方法については、別途提示する「GHG 排出量の表示に関して」に記載されているルールに基づいたものであること。

[ロゴマーク 表示例]



第4条（ロゴマークの配布）

- カーボンゼロエネルギー認定工場として認定された会員には、カーボンゼロエネルギーマークの配布を行なう。
- GHG 排出量算定ツールの構築が完了し算定が可能になった会員には、カーボンニュートラルプリントマークを配布する。
- ロゴマークの使用許可を得た会員は、事業者番号が付与されたロゴマークを自社で生産した製品に表示することができる。

第5条（ロゴマークの使用料）

ロゴマークの使用料は、無料とする。

第6条（禁止事項）

- ロゴマークを使用する際は、別途提示する「環境マーク利用ガイド」の内容に従い使用することとし、改ざんや変形などの不適切な加工は禁止する。
- ロゴマークのデータは不用意に第三者に渡してはならない。製作上の都合によりどうしてもデータを渡す必要がある場合は誓約書を提出してもらい、他の目的に使用しないことを誓約してもらったうえで運用する。

第7条（ロゴマークの使用中止）

- 当協会を退会し会員登録が抹消された場合、退会日当日からロゴマークを使用することはできなくなるものとし、当該企業は、保有しているロゴマークを消去するものとする。
- ロゴマークの使用が本規程に違反していると認められる場合、当協会は会員に対して、その使用の中止を命じることができる。

第8条（ロゴマークに関する権限）

ロゴマークに関する一切の権限は当協会に帰属する。

第9条（相互協力）

会員は市場におけるロゴマークの不正使用を監視し、不正に使用されている製品を発見した場合には、直ちに当協会事務局まで連絡を行なう。

第10条（本規程の改定）

- 本規程は、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。
- 本規程改定後、当協会は、会員に当該内容を所定の方法で通知するものとする。

【附則】

2023年04月01日 本規程を制定し、同日より運用を開始する。

2024年12月12日 本規程を改定し、2025年1月1日より運用を開始する。

2025年12月09日 本規程を改定し、2026年1月1日より運用を開始する。

(以下、余白)